

充てん設備完成検査調書 (液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第3項、規則第71条、規則別表第4)

| 充てん者 | 名称 | | | | 所在地 | | | |
|----------|------------------------------------|--|---|---|--|---------------------------|-----------------|------|
| | 充てん設備の使用の本拠の名称 | | | | | 所在地 | | |
| 検査員 職・氏名 | | | | | | | | |
| 検査実施年月日 | | | | | | | | |
| | | 年 | 月 | 日 | 立会者氏名 | | | |
| 許可内容 | 車両番号 | | | | 容器記号番号 | | | |
| | 新規許可 | 許可年月日 | 年 | 月 | 日 | 許可番号 | 第 号 | |
| | 変更許可 | 許可年月日 | 年 | 月 | 日 | 許可番号 | 第 号 | |
| | | 変更の内容 | | | | | | |
| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | | | 確認方法 | 改善指示事項等 | | 検査結果 |
| 1 | 充てん設備の貯蔵設備 第64条第1項第1号 | 充てん設備に設けた容器の規格を刻印又は標章により検査する。 別表第4-1 | | | 目視により確認 | ガスの種類： 記号番号： 検査年月日： | 内容積： 耐圧試験圧力： | 適・不適 |
| 2 | 液化石油ガスの通る部分 第64条第1項第2号、第3号及び第4号 | 耐圧試験用設備を用いた常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。 別表第4-2 | | | 刻印、機器番号の照合 容器、附属品及び認定機器以外は試験記録により確認 | | | 適・不適 |
| | | 耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 別表第4-3 | | | 刻印、機器番号の照合 容器、附属品以外は試験又は試験記録により確認 | | | 適・不適 |
| | | 肉厚を非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 別表第4-4 | | | 刻印、機器番号の照合 容器、附属品及び認定機器以外は記録により確認 | | | 適・不適 |
| | | ・特定則の算定方法が適用できない機器等は、4倍耐圧又は応力測定に合格するものであること | | | | | | |
| 3 | 充てんのためのポンプ又は圧縮機 第64条第1項第5号及び第6号 | ポンプ又は圧縮機は遠隔操作ができるものであることを目視及び図面により検査する。 別表第4-5 | | | 目視及び図面により確認 | | | 適・不適 |
| | | ポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない機構であることを図面等により検査する。 別表第4-6 | | | 図面により確認及び製品番号等の照合 | | | 適・不適 |
| 4 | 充てんホース 第64条第1項第7号、第8号及び第9号 | 充てんホースの設置状況を目視により検査し、当該充てんホースの規格を記録等により検査する。 別表第4-7 日本工業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースとすること。 | | | 目視、記録により確認及び製品番号の照合 全長を引き出す | | | 適・不適 |
| | | 充てんホースの先端から安全継手までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査し、当該安全継手の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-8 | | | 測定及び試験記録により確認及び製品番号の照合 | | | 適・不適 |
| | | (安全継手告示) ・先端から安全継手までの距離は60cm以内 | | | 測定により確認 | | | |
| | | ・引張試験530Nによる自動分離瞬時遮断 | | | 試験記録により確認及び製品番号の照合 | | | |
| | | カップリング用液流出防止装置の設置状況を目視により検査し、当該カップリング用液流出防止装置の機能を記録により検査する。 別表第4-9 | | | 目視及び記録により確認 漏れがないこと | | | 適・不適 |
| | | (カップリング用液流出防止装置告示) ・容易に切り離すことができる | | | 試験記録、製品番号照合 | | | |
| | | ・見易い箇所に容易に消えることのない表示 製造事業者の名称又は記号、製造番号、製造年月、呼び径 | | | 目視により確認 | | | |
| 5 | 均圧ホース、安全継手及びカップリング 第64条第1項第10号 | 均圧ホース及びカップリングの設置状況を目視により検査し、当該均圧ホースの規格及び当該カップリングの機能を記録等により検査する。 また、均圧ホースの先端から安全継手までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査し、当該安全継手の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-10 均圧ホースは日本工業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースであり、かつ、告示で定める安全脱着用カップリングが設置されていること。 | | | 目視及び試験記録により確認 全長を引き出す 漏れがないこと | | | 適・不適 |
| | | (安全継手告示) ・先端から安全継手までの距離は60cm以内 | | | 測定により確認 | | | |
| | | ・引張試験530Nによる自動分離瞬時遮断 | | | 試験記録により確認及び製品番号の照合 | | | |
| | | (カップリング告示) ・容易に切り離すことができる | | | 試験記録、製品番号照合 | | | |
| | | ・見易い箇所に容易に消えることのない表示 製造事業者の名称又は記号、製造番号、製造年月、呼び径 | | | 目視により確認 | | | |
| 6 | 緊急遮断装置 第64条第1項第11号及び第12号 | 充てん設備の容器及び配管に設けた緊急遮断装置の設置状況を目視又は図面により検査し、当該緊急遮断装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-11 作動試験を行う場合の例 11・12の作動試験を行うことにより確認する。 | | | 目視又は図面及び作動試験又はその記録により確認 | | | 適・不適 |
| | | ・液封による破損防止機能があること | | | 図面等により確認 | | | |
| 7 | 液面計 第64条第1項第13号 | 充てん設備の容器に設けた液面計の設置状況を目視等により検査する。 別表第4-12 | | | 目視により確認 | | | 適・不適 |
| | | (液面計告示) ・耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又はガスを放出しながら測定するもの以外であること | | | 目視及び図面により確認 | | | |

| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 確認方法 | 改善指示事項等 | 検査結果 |
|--|-------------------------------|--|---------------------|---------------------|------|
| 8 | 温度計 第64条第1項第14号 | 充てん設備の容器に設けた温度計の設置状況を目視等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 別表第4-13 (温度計告示) | 目視及び試験記録等により精度を確認 | | 適・不適 |
| | | ・液相部の温度を検知できるもの | 目視及び図面により確認 | | |
| | | ・測定範囲が適切で範囲100℃のもの | 目視により確認 | | |
| 9 | 圧力計 第64条第1項第15号 | 液化石油ガスの通る部分に設けた圧力計の設置状況を目視等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 別表第4-14 (圧力計告示) | 目視及び試験記録等により精度を確認 | | 適・不適 |
| | | ・圧力区分毎の設置 | 目視及び図面により確認 | | |
| 10 | 誤発進防止装置 第64条第1項第16号 | 設置状況を目視及び図面により検査し、当該誤発進防止装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-15 (誤発進防止装置告示) | 設置状況を目視及び図面により確認 | | 適・不適 |
| | | ・ホースを取り外している間の誤発進防止 | 作動試験又はその記録により確認 | | |
| | | ・ホースを格納し操作箱を閉じなければ解除されない機能 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態で充てんモードにしホースを受け金具から外し、モーター等 ^{注1} により誤発進防止装置が作動していることを確認する。 その後、扉解除スイッチを押し操作箱の扉を開けた状態でホースを受け金具に収納し、この状態においても発進できないことをモニター等により確認のうえ、操作箱の扉を閉じ、解除されたことをモニター等で確認する。 注1) モニター以外の確認方法としては、自動車のギアを入れ半クラッチ状態で動かないことを確認する。 | | | |
| 11 | 緊急停止スイッチ 第64条第1項第17号 | 設置状況を目視及び図面により検査し、当該緊急停止スイッチの機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-16 (緊急停止スイッチ告示) | | | 適・不適 |
| | | ・操作箱から離れた位置で固定したもの及び遠隔操作ができる携帯式のもの | 目視により確認 | | |
| 12 | 充てんを自動的に停止する装置 第64条第1項第18号 | 設置状況を目視及び図面により検査し、当該充てんを自動的に停止する装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-17 | 設置状況を目視及び図面により確認 | | 適・不適 |
| | | ・ガス漏れ検知設備 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態で充てんモードにし、充てんホースを受け金具から外し、扉解除スイッチを押し、操作箱内の油圧ハンドポンプで緊急遮断弁を開けた状態で操作箱内の検知器を作動させエンジン停止及び緊急遮断弁の閉止を確認し、以下 ~ についても確認する。 | 目視及び作動試験又はその記録により確認 | | |
| | | (ガス漏れ検知設備告示) | | | |
| | | 発信の遅れは30秒以内 | | | |
| | | 警報継続機能 | | | |
| | | ランプの点灯又は点滅による警報 | | | |
| | | 警報及びランプの点灯又は点滅は運転室内 | | | |
| | | 検出端部は操作箱内に1個以上 | 目視により確認 | | |
| | | 検出端部の設置位置 | | | |
| | | 検出端部(複数の場合)の識別等 | | | |
| | | 受信回路の作動状況の容易な識別 | | | |
| | | 検知エレメントの変化を電氣的機構により伝達し自動的に警報を発するものであること | 図面により確認及び製品番号の照合 | 接触燃焼方式・半導体方式・その他() | |
| 設定値は爆発下限界の4分の1以下 | 試験記録により確認 | | | | |
| 精度は±25%以下 | | | | | |
| 異常な衝撃を検知する機器 (衝撃を検知する機器告示) | | | | | |
| ・振動検知器: 100m毎秒毎秒以上 | 試験記録又は図面により確認 | | | | |
| ・感震器: 150ガル以上 | | | | | |
| ・操作箱内又は車両後部に1個以上 | 目視により確認 | | | | |
| ・操作箱が開いた場合の検知 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態で充てんモードにし、充てんホースを受け金具から外し、扉解除スイッチを押し、操作箱内の油圧ハンドポンプで緊急遮断弁を開け、操作箱を閉め、その状態で操作箱を再度開けて、エンジン停止及び緊急遮断弁の閉止を確認する。 | 作動試験又はその記録により確認 | | | | |

| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 確認方法 | 改善指示事項等 | 検査結果 | |
|---|---|---|------------------|--|------|--|
| 13 | 充てん設備の使用の本拠の所在地 第64条第1項第19号 第14条1号、2号、3号、5号 | 警戒標の設置状況を目視により検査する。 別表第4-18-イ 警戒標 ・「高圧ガス」(黒地の金属板、けい光黄文字) ・車両の前方及び後方に設置 ・横寸法は車幅の30%以上、縦寸法は横寸法の20%以上 又は面積600cm ² 以上 | 目視により確認 | | 適・不適 | |
| | | 充てん設備の使用の本拠の所在地の外面から第1種保安物件及び第2種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 別表第4-18-ロ | 測定又は目視により確認 | 面積: _____m × _____m = _____m ² 第1種保安物件名: 距離: _____m(法定: _____m) 第2種保安物件名: 距離: _____m(法定: _____m) 障壁の必要性: 有・無 | 適・不適 | |
| | | 障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。 別表第4-18-ハ | 目視、図面及び記録により確認 | 1鉄筋コンクリート: 厚_____cm、高_____m 2鉄筋コンクリートブロック: 厚_____cm、高_____m 3鋼板: 厚_____cm、高_____m 補強(_____) | 適・不適 | |
| | | 液化石油ガスが漏洩したとき滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 別表第4-18-ニ | 目視、図面、記録、測定により確認 | 1換気口: _____カ所 _____m ² 2強制換気: 通風能力 _____m ³ /分 排気ガス放出口(_____) | 適・不適 | |
| 検査結果 | | 合格 | | | 不合格 | |
| 指示事項等の改善確認方法 | 検査項目番号 | 確認方法 | 処置 | | | |
| 注) 確認方法欄には、文書報告、写真報告、再検査等の改善事項についての確認方法を記載する。 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |